

常陸太田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

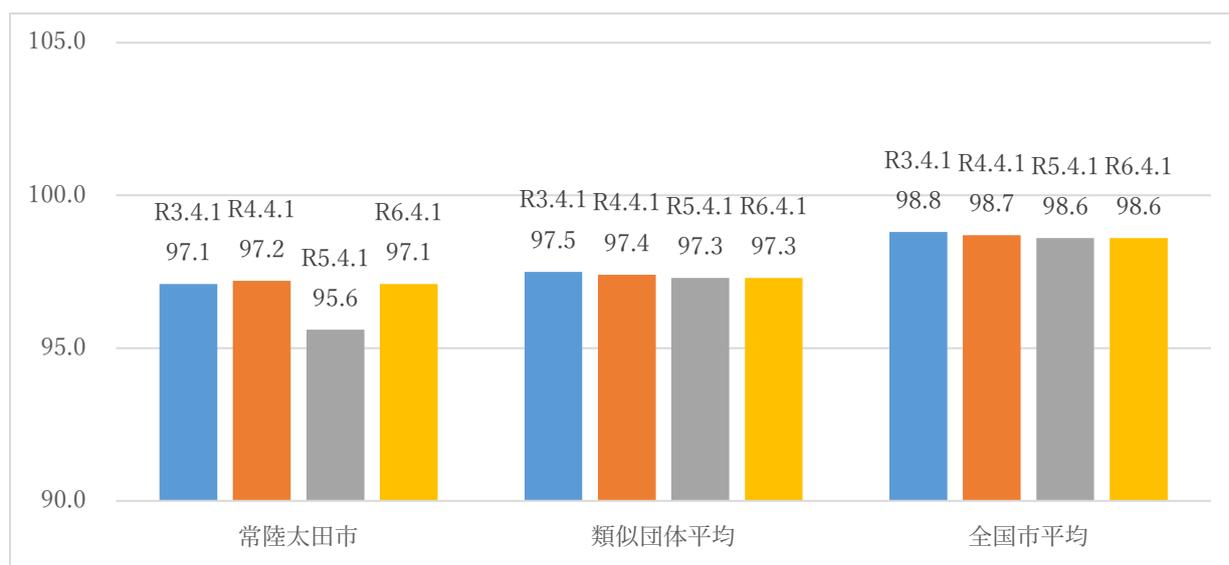
区 分	住民基本台帳人口 (令和 6 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和 4 年度の 人件費率
令和 5 年度	人 47,341	千円 25,539,598	千円 983,133	千円 4,991,950	% 19.5	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 512	千円 1,875,541	千円 391,962	千円 759,919	千円 3,027,422	千円 5,913	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国に準ずることを基本として平均2%引下げ。

1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給は引下げを行わず、3級以上の級の高位号給は平均を上回る引下げ。行政職給料表等について号給を増設。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

- 職員の給料について、令和5年1月から令和6年3月まで1~2%減額して支給。
- 特別職(市長・副市長・教育長)の給料について、令和5年1月から令和6年3月まで5%減額して支給。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
常陸太田市	44.5歳	326,904円	401,950円	352,076円
茨城県	41.8歳	322,099円	411,152円	343,961円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.6歳	318,300円	374,345円	343,522円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			備考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
常陸太田市	53.4歳	26人	303,773円	325,632円	319,892円	—	—	—	—
調理師	51.6歳	15人	308,767円	332,435円	330,860円	飲食物調理従事者	48.0歳	245,000円	1.35
用務員	53.9歳	2人	322,150円	324,150円	324,150円	用務員	49.1歳	244,800円	1.32
自動車運転手	57.4歳	3人	247,133円	286,205円	247,800円	自家用自動車運転者	62.3歳	227,300円	1.09
その他	55.6歳	6人	313,483円	328,831円	327,100円	—	—	—	—
茨城県	57.8歳	133人	300,466円	344,947円	307,162円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体(1-1)	52.3歳	11人	307,888円	334,311円	319,875円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
常陸太田市	円 5,273,926	—	—
調理師	円 5,439,546	円 3,216,200	1.69
用務員	円 5,358,916	円 3,297,300	1.63
自動車運転手	円 4,223,912	円 3,049,800	1.38
その他	円 5,356,553	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(令和3年度～令和5年度の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
常陸太田市	43.7歳	356,115円	424,613円	384,631円
茨城県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体(1-1)	38.3歳	300,680円	364,123円	326,472円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		常陸太田市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	169,000円	—
	中学卒	155,300円	159,500円	—
消防職	大学卒	224,600円	—	—
	高校卒	188,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

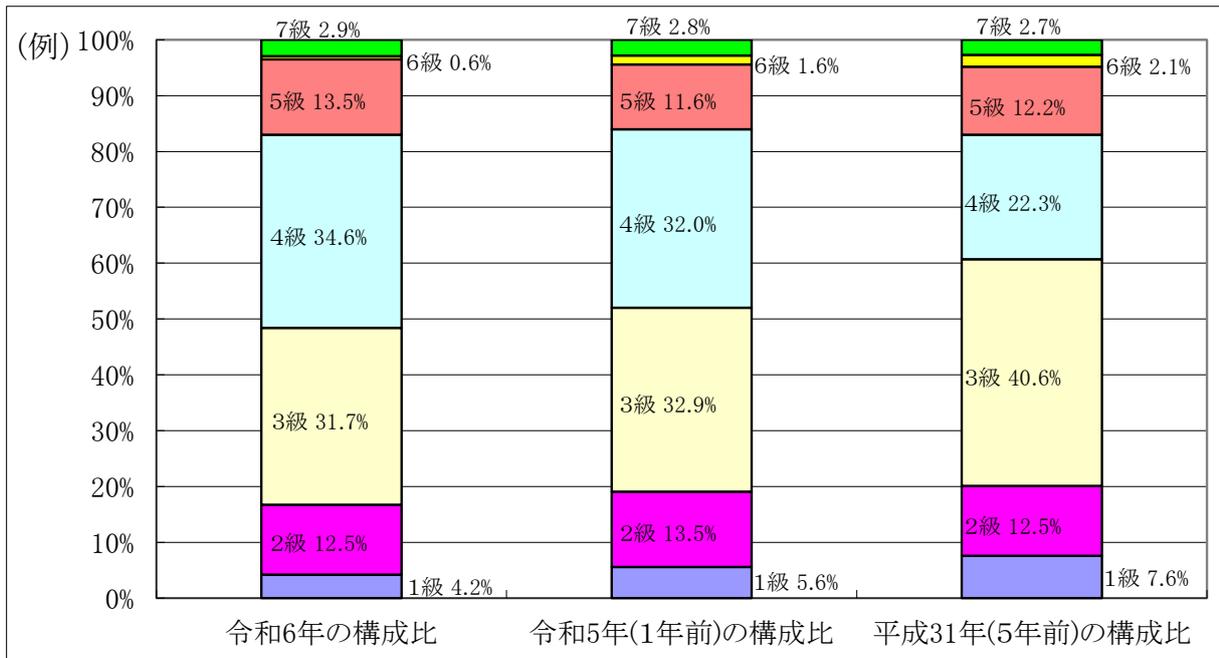
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,683円	336,300円	365,708円	383,400円
	高校卒	227,000円	—	336,300円	364,000円
技能労務職	高校卒	—	—	310,100円	330,000円
	中学卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	—	375,950円	—	409,800円
	高校卒	—	347,300円	374,800円	389,800円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

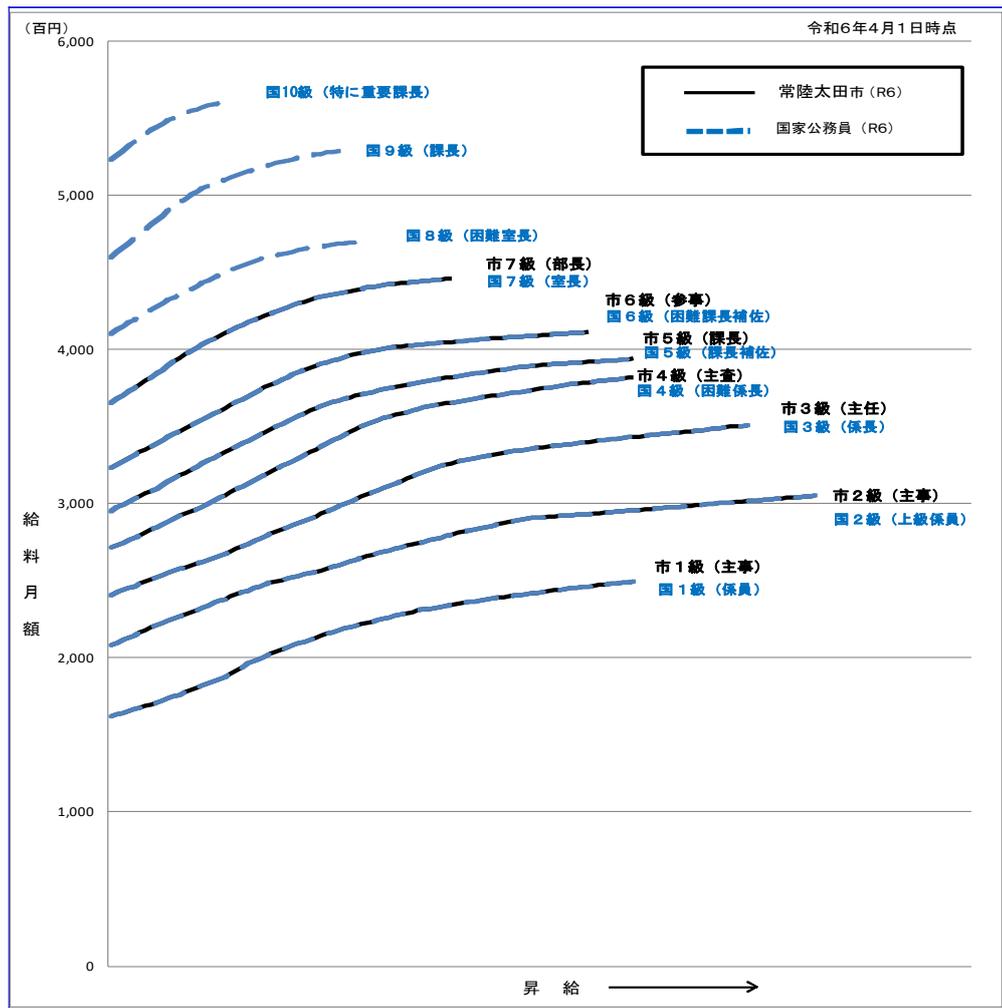
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師 主事補・技師補	13人	4.2%	162,100円	249,400円
2級	困難な業務を処理する主事 困難な業務を処理する技師	39人	12.5%	208,000円	305,200円
3級	係長・主幹・主任	99人	31.7%	240,900円	351,000円
4級	課長補佐・事務局次長・主査	108人	34.6%	271,600円	382,000円
5級	課長・農業委員会事務局長 監査委員事務局長・副参事	42人	13.5%	295,400円	394,000円
6級	参事・部次長・支所統括	2人	0.6%	323,100円	411,300円
7級	部長・議会事務局長・教育次長	9人	2.9%	365,500円	446,200円

- (注) 1 常陸太田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（常陸太田市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
㊦. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

常陸太田市	茨城県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,449千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,832千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（常陸太田市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
㊦. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）				

ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

常陸太田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 12,960千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		7,000円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		1,750円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.78%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅病人及び行旅死亡人の処理手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理業務に従事する職員	①行旅病人の収容、救護作業に従事したとき ②行旅死亡人の収容作業に従事したとき	①1件につき1,500円 ②1件につき5,000円
へい獣死体処理手当	へい獣死体処理に従事する職員	へい獣死体処理の作業に従事したとき	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	195,450千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	420千円
支給実績（令和4年度決算）	216,271千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	454千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ	58,842千円	263,865円
住 居 手 当	(1)借家等居住者(家賃16,000円以上) ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円(28,000円限度)	同じ	22,844千円	300,579円
通 勤 手 当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給(上限55,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000~31,600円	同じ	31,772千円	79,829円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1回につき4,400円	異なる	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により祝日等に勤務した場合に、職に応じ支給 1回当たり2,000円~10,000円(勤務が6時間を超える場合は6,000円~15,000円)	同じ	869千円	15,246円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ	40,100千円	853,191円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給:給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ	33,168千円	552,800円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ	8,865千円	124,859円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	885,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 市 長	705,000円	985,000円/391,500円
報 酬	議 長	460,000円	790,000円/420,000円
	副 議 長	415,000円	545,000円/230,000円
	議 員	395,000円	475,000円/200,000円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)	
	副 市 長	3.40月分	
退 職 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副 議 長	3.40月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		給料月額×在職年数×5.5	19,470千円 任期毎
	副 市 長	給料月額×在職年数×3.1	8,742千円 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

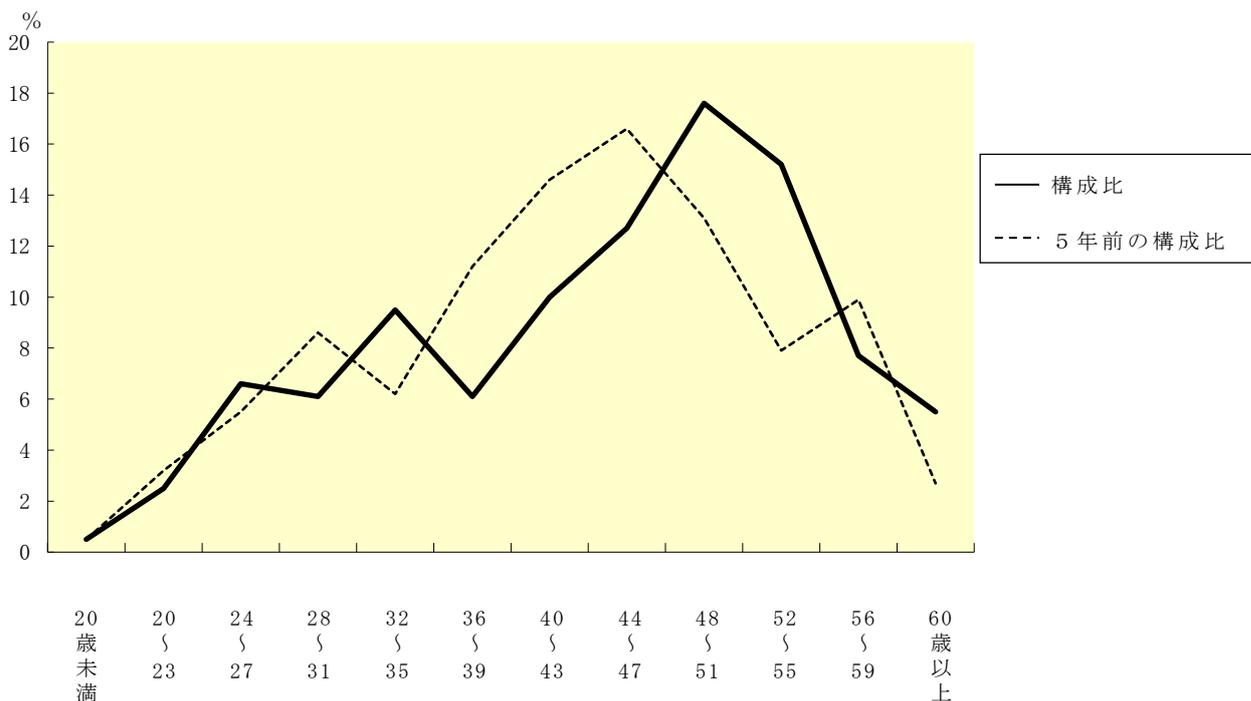
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6人	6人	△5人	組 織 再 編 等 に よ る 減
		総務・企画	112人	107人		
		税務	26人	26人		
		労働	1人	1人		
		農林水産	23人	23人		
商工		20人	20人			
土木		38人	35人			
民生	89人	91人	△3人	退 職 者 不 補 充		
衛生	35人	33人	2人	組 織 再 編 等 に よ る 増		
				△2人	組 織 再 編 等 に よ る 減	
	計	350人	342人	△8人	<参考> 人口1万人当たり職員数72.24人 (類似団体の人口1万人当たり職員数85.28人)	
	教育部門	74人	72人	△2人	組 織 再 編 等 に よ る 減	
	消防部門	88人	91人	3人	業 務 量 の 増 加 に 伴 う 増	
	小 計	512人	505人	△7人	<参考> 人口1万人当たり職員数106.67人 (類似団体の人口1万人当たり職員数109.56人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	14人	12人	△2人	組 織 再 編 等 に よ る 減	
	下 水 道	9人	9人			
	そ の 他	24人	23人	△1人	組 織 再 編 等 に よ る 減	
	小 計	47人	45人	△2人		
	合 計	559人 [804人]	549人 [816人]	△10人 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数115.97人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計(人)
職員数	4	14	32	40	47	44	45	64	97	98	40	24	549

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在) 単位：人

部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	361	354	346	348	350	342	△19 (△5.3%)
教育	82	81	79	78	74	72	△10 (△12.2%)
消防	88	87	87	88	88	91	3 (3.4%)
公営企業等会計	55	54	55	50	47	44	△11 (△20.0%)
総合計	586	576	567	564	559	549	△37 (△6.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 987,165	千円 70,997	千円 85,491	% 8.7	% 8.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和5年度	人 11	千円 42,215	千円 12,965	千円 17,110	千円 72,290	千円 6,572	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれるが、会計年度任用職員の給与費は含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
常陸太田市 水道事業	歳 51.2	円 338,405	円 547,652
団体平均	歳 45.8	円 337,221	円 508,691

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

常陸太田市水道事業	団体平均
一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,555千円	一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 — 勤勉手当 —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) —

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

- 4 (2)に同じ

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		—	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	7,540千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	942千円
支給実績（令和4年度決算）	6,212千円
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	777千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同じ		2,454千円	306,750円
住居手当	借家等居住者（家賃16,000円以上） ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 （家賃－27,000円）×1/2＋11,000円（28,000円限度）	同じ		28千円	28,000円
通勤手当	(1)交通機関（電車等）利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給（上限55,000円） (2)交通用具（自動車等）利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000～31,600円	同じ		1,149千円	104,436円

宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1回につき4,400円	異なる	常直的宿日直勤務の規定なし	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により祝日等に勤務した場合に、職に応じ支給 1回当たり2,000円～10,000円（勤務が6時間を超える場合は6,000円～15,000円）	同じ		18千円	18,000円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区別の定額を支給	同じ		1,776千円	592,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ		—	—

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 102,901	千円 1,527	千円 21,579	% 21.0	% 22.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 3	千円 11,058	千円 2,452	千円 4,313	千円 17,823	千円 5,941	千円 6,405

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
常陸太田市 工業用水道事業	歳 41.3	円 309,337	円 495,089
団体平均	歳 46.7	円 349,911	円 533,762

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

常陸太田市工業用水道事業	団体平均
一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,438千円	一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,579千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 — 勤勉手当 —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) —

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

4（2）に同じ

ウ 地域手当

（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		—	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,749千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	583千円
支給実績（令和4年度決算）	1,139千円
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	380千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額(5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同じ		78千円	78,000円
住 居 手 当	借家等居住者(家賃16,000円以上) ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円(28,000円限度)	同じ		300千円	300,000円
通 勤 手 当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給(上限55,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000~31,600円	同じ		325千円	108,400円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1回につき4,400円	異なる	常直的宿日直勤務の規定なし	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により祝日等に勤務した場合に、職に応じ支給 1回当たり2,000円~10,000円(勤務が6時間を超える場合は6,000円~15,000円)	同じ		—	—
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		—	—

管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ		—	—

(3) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5 年度	千円 342,264	千円 819	千円 21,912	% 6.4	% 6.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 3	千円 11,909	千円 2,283	千円 4,770	千円 18,962	千円 6,321	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
常陸太田市 簡易水道事業	歳 45.3	円 332,982	円 526,736
団体平均	歳 45.8	円 337,221	円 508,691

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

常陸太田市簡易水道事業		団体平均	
一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,590千円		一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45月分	勤勉手当 2.05月分	期末手当 —	勤勉手当 —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%		(加算措置の状況) —	

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

4（2）に同じ

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		—	
支給職員一人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,619千円
職員一人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	540千円
支給実績(令和4年度決算)	898千円
職員一人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	299千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同じ		78千円	78,000円
住居手当	借家等居住者(家賃16,000円以上) ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円(28,000円限度)	同じ		330千円	330,000円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給(上限55,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000~31,600円	同じ		256千円	85,200円

宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1回につき4,400円	異なる	常直的宿日直勤務の規定なし	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により祝日等に勤務した場合に、職に応じ支給 1回当たり2,000円～10,000円（勤務が6時間を超える場合は6,000円～15,000円）	同じ		—	—
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ		—	—

(4) 下水道事業等

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,393,074	千円 297,647	千円 69,832	% 5.0	% 5.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 9	千円 35,601	千円 7,729	千円 13,386	千円 56,716	千円 6,302	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
常陸太田市 下水道事業等	歳 52.5	円 342,512	円 525,147
団体平均	歳 44.5	円 334,536	円 501,579

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

常陸太田市下水道事業等	団体平均
一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,487千円	一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 — 勤勉手当 —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) —

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

4(2)に同じ

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）	—		
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	—		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	4,610千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	576千円
支給実績（令和4年度決算）	9,017千円
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	902千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額(5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に 支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めか ら満22歳年度末まで の間にある子一人につき 5,000円を加算	同じ		1,391千円	347,625円
住 居 手 当	借家等居住者(家賃16, 000円以上) ①家賃27,000円以下の 場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超え る場合 (家賃-27,000円)× 1/2+11,000円(28,0 00円限度)	同じ		336千円	336,000円
通 勤 手 当	(1)交通機関(電車等) 利用者 6ヶ月定期券等の価額 による一括支給(上限5 5,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 2km以上の距離段階区 分に応じて2,000~31, 600円	同じ		888千円	98,667円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をし た職員に支給 1回につき4,400円	異なる	常直的宿 日直勤務 の規定な し	—	—
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時又は緊 急の必要等により祝日 等に勤務した場合に、 職に応じ支給 1回当たり2,000円~10 ,000円(勤務が6時間を 超える場合は6,000円 ~15,000円)	同じ		—	—

休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ		504千円	504,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ		—	—